令和2年度指定管理者業務モニタリング評価表

施	設	名	豊橋市休日夜間急病診療所		
所 在 地		地	豊橋市中野町字中原100番地		
指	指定管理者		一般社団法人豊橋市医師会		
指	定期	間	平成31年4月1日から令和6年3月31日		
担 当 課		課	健康部 健康政策課(0532-39-9111)		
令和元年度指定管理料(決算)		快算)	325, 403千円		
令和2年度指定管理料(決算見込)			307, 912千円		

項目		基準	評価					
管理業務の実施状況に関する項目	維持管理業務の実施状況	仕様書等に基づき施設の適切な 維持管理業務が行われている か。	運営業務のみのため、維持管理業務は実施していない。					
	自主事業等の実施状況	事業計画書等に基づいた施設の 設置目的に沿った事業が実施さ れているか。	事業計画書に基づき、救急患者に対して適切な医療を行っている。					
	人員配置等の業務体制	仕様書等で定めた人員配置がなされているか。また、労働環境 が関係法令等を遵守した適正な ものとなっているか。	仕様書に基づき、職員配置表のとおり人員配置を行っている。労働環境に ついても関係法令を遵守し、適切なものとなっている。					
	職員研修の実施状況	事業計画書等に従い職員研修が 実施されているか。	事業計画書に提案されている研修が計画的に実施されている。					
	個人情報保護の措置状況	協定書の個人情報保護規定に基 づき、個人情報が適正に管理さ れているか。	協定書の個人情報保護の規定に基づき、適正に個人情報が管理されており、職員に対する周知も徹底している。					
	緊急時対応への取組状況	緊急時の連絡体制があり、かつ 訓練等が実施されているか。	連絡網の整備はされている。					
	施設利用の許可状況 利用者の公平な選考を確保して 診療する順番は受診者の重症度等を考慮するが、基本的には、受けているか。						は、受け付け順	
施		前年度と比較した利用者数等に ついてはどうなっているか。 (利用状況を数値化して令和 元・2年度を比較)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	比較(R2-R1)	
設			開館日数	365日	366日	365日	▲1日	
利用			利用者数					
状	 施設利用状況		a. 内科	9,764人	8, 764人	3, 674人	▲ 5,090人	
況に関する事項	INCOMPANY OF THE PROPERTY OF T		b. 小児科 【要因分析】	10, 075人	9, 260人	2, 572人	▲ 6,688人	
			インフルエンザの大きな流行がなく、また、新型コロナの影響による受診控えにより、インフルエンザの流行期間(12月~3月)の受診者数の前年比較で、減少している。					
	サービス向上等への取組状況	施設PRやサービス向上の取組 みは実施されているか。	豊橋市医師会のホームページで診療所のPRをしている。					

施設利用状況に関する事	利用者満足度調査結果	利用者への満足度調査(アンケート)等を実施し、業務改善を実施しているか。(指定管理者が自ら行ったアンケート結果に基づく)	救急医療施設であるため、利用者が受診される際の状況として、アンケート 等の調査は向かないと思われるので実施していない。				
		意見箱等に寄せられた具体的な 意見	内容		対応		
			未設置				
	意見箱等						
項	苦情・トラブルへの対応	利用者の苦情等への対応は適切 であったか。	適切かつ迅速に対応している。				
管理経費等の収支状況等	経費等の執行管理状況	資金の適正な管理と経理内容の 明確化が実施されているか。	資金の管理は、指定管理料と他業務との会計を分けて、適切に行われている。				
		収支状況が収支計画書と乖離し ていなかったか。	新型コロナウイルス感染症の拡大により受診者が減ったため、医師給の支 給や、消耗品費等についての執行額は計画を下回る決算となった。				
		収支計算書	収入の部		支出の部		
	経費等の収支状況		指定管理料	307, 912千円	指定管理事業費	307, 912千円	
			利用料金収入				
			自主事業収入				
			その他収入				
					収支差額	0千円	

指定管理者の自己評価

- ・基本協定書、仕様書に基づき管理運営を行った。
- ・受診者数は、令和2年度より減少し、大きなトラブルはなかった。また、平成22年4月に 現施設に移転して以来、駐車場問題等も解消している。
- ・小児科医の高齢化が進んできているため、現行の内科・小児科の診療体制がいつまで 維持できるかが大きな課題となっている。

総合評価

- ・令和2年度の指定管理業務については、協定書、仕様書等に基づき適切に管理されている。
- ・医療を取り巻く環境が変化する中、今後も安定した医療サービスを提供するために、引き続き指定管理者との意見及び情報の共有を行っていく必要がある。